

平成 30 年 2 月 26 日掲載

<子供たちに税の使途について考える機会を提供した好事例>

「税金ジュニアスクール」～みんなで調べよう税金のしくみ～

荒川法人会（東京）

<活動対象> 小学校 5 年生

<活動の概要>

- ・子供たちが自ら考え、意見を出し合いながら「税知識の創造」を行っていく場として租税教室を開催。KJ法という発想法を用いてグループディスカッションを行うもの。
- ・事前準備として、子供たちは税金に関する事柄について家庭内で話し合い、事前にイメージする言葉や物等をカードに書き出して学校に持参。
- ・持参したカードをテーマ毎に分類して、模造紙に配置した税金に係る事柄を発表する。発表を受け、税務署より講評をもらう。
- ・子供たちが“税”をテーマに思いついたことを書き出し、税金の種類や使途等を分類することで、税金について学ぶ取組み。

<参考資料>

租税教育活動プレゼンテーション資料

<摘要>

特になし

<出典>

平成 23 年度租税教育活動プレゼンテーション（三重大会）より

実施概要 KJ法による実践1

- ◎ 青年部会「小林氏」「田中氏」「中野氏」による進行で、子供たちにKJ法について解説し、これから子供たちが何を目的に進めていくのかを説明しました。
 - ◎ 日本で多くの人々が新しい知識を作り出す時に用いているものとしてKJ法があります。
 - ◎ 名前のKJは、提唱者の文化人類学者、川喜田二郎のイニシアルから来ており、元来は学問的な方法論でしたが、1960～70年代の高度成長期には、ビジネスマンの間で広く用いられた経緯があります。
 - ◎ KJ法は4つの作業段階があり、まず、第1段階では、考えなければならないテーマについて思いついた事をカードに書き出しますが（ひとつの事柄を1枚のシールに書く）、子供たちには、事前準備として、税金に係る言葉をシールに書いて持参してもらいました。



実施概要 KJ法による実践2

- ◎ 子供たちは、自分たちでカードの分類を始めます。



第2段階では、集まったカードを分類しますが、分類作業にあたっては先入感を持たず、同じグループに入れなくなったカードごとにグループを形成します。
グループが形成されたら、そのグループ全体を表わす1文を書いたラベルカードを作り、以後は、グループをこのラベルカードで代表させます。



実施概要 KJ法による実践3

● 分類の終わったカードを模造紙に配置していきます

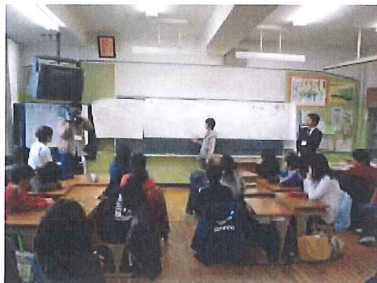


第3段階では、グループ化されたカードを1枚の大きな紙の上に配置して図解を作成していきます。この時、近いと感じられたカード同志を近くに置き、カードやグループの間の関係を特に示したい時には、それらの間に関係線を引いていきます。



実施概要 KJ法による実践4

● 分類された税金に係る事象の発表



第4段階は、本来は、カードに書かれた内容全体を文章で表現しますが、時間の制約があり代表者からの発表の形を取りました。子供たちは、グループ分けした税金に係る事柄をリーダーから発表しました。税金の種類や使われ方など、子供たち自身で分類することで、税金について学びました。



実施概要 KJ法による実践 5

◎ 講評 ～ 修了証の授与



子供たちの発表を受け、税務署より、講評とアドバイスをもらい、子供たちは、より深い理解を得ることができました。全ての児童には、修了証と参加賞が授与されました。



資料 当日参加者

◎ 荒川税務署

- ◎ 4名（高橋 副署長・石井 法人課税第1統括官・加々美 総務課長補佐・松永法人課税審理上席）

◎ 学校関係

- ◎ 教職員 4名（加藤 副校長・担任/1組 池谷先生・2組 羽生田先生・3組 石原先生）
- ◎ 児童 90名（1組 30名・2組 29名・3組 31名）
- ◎ 保護者 6名（亀江PTA会長他5名）

◎ 東法連 青連協 第5ブロック

- ◎ 会長 1名（鹿倉 江戸川北法人会青年部会長）

◎ 荒川法人会青年部会

- ◎ 部会長含め 28名
- ◎ 事務局 1名

◎ 荒川ケーブルテレビ

- ◎ 2名（放映予定：3/14（月）～20（日）「こんにちは荒川区」4回/日）

◎ 総事業参加

- ◎ 延べ人数 136名